

# 第7章 歴史的風致形成建造物の指定の方針

## 1. 基本的な考え方

本市は、これまで市内に点在する歴史的な建造物について、それぞれの価値に応じて、文化財保護法に基づく指定や登録、福岡県文化財保護条例や宗像市文化財保護条例に基づく指定を行い、その保存活用に取り組んできた。

一方、市内には上記の指定・登録文化財以外にも歴史的な建造物が数多く存在しており、これらについても適切な保存活用が求められている。

このようなことから、本市の維持向上すべき歴史的風致を形成する建造物のうち、重点区域において歴史的風致の維持向上を図る上で必要かつ重要と認められる建造物等を歴史まちづくり法第12条第1項に基づく「歴史的風致形成建造物」に指定することとする。

指定を受けた建造物については、所有者等の適切な管理義務のほか、増築や改築、移転又は除却の届出が必要となるが、修理・修景に係る補助制度の活用が可能になる。要件を満たす建造物を積極的に指定することで、指定・登録文化財の保存活用とともに、指定・登録以外の建造物の保存活用を推進する。

## 2. 歴史的風致形成建造物の指定要件

歴史的風致形成建造物の指定は、所有者の同意を前提とし、次に示す「指定対象の要件」及び「指定基準」を満たす建造物に対して行う。

### (1) 指定の対象

次表の要件に合致した建造物を対象に指定することとする。

表 歴史的風致形成建造物の指定対象の要件

指定対象の要件
①文化財保護法（昭和25年法律第214号）第57条第1項に基づく登録文化財、同法第132条第1項に基づく登録記念物
②福岡県文化財保護条例（昭和30年条例第25号）第4条第1項に基づく県指定有形文化財、第37条第1項に基づく県指定史跡名勝天然記念物
③宗像市文化財保護条例（平成15年条例第77号）第4条第1項に基づく市指定有形文化財、第35条第1項に基づく市指定史跡名勝天然記念物
④その他、宗像市の歴史的風致の維持向上を図る上で重要な建造物で、市長が認めたもの

### (2) 指定基準

次表の指定基準のいずれかに合致した建造物を指定することとする。また、公共施設以外の建造物にあっては、将来にわたって所有者が適切な維持管理をする意向をもっていることを確認して指定を行うこととする。

表 歴史的風致形成建造物の指定基準

指定基準
①概ね築50年を経過し、建造物の形態又は技術上の工夫が優れている建造物
②地域の歴史を把握する上で重要な建造物
③まちなみの構成要素として重要な建造物
④地域の歴史的景観に寄与する重要な建造物

### 3. 歴史的風致形成建造物の指定候補

歴史的風致形成建造物の指定候補は、以下のとおりとする。

表 歴史的風致形成建造物指定候補一覧




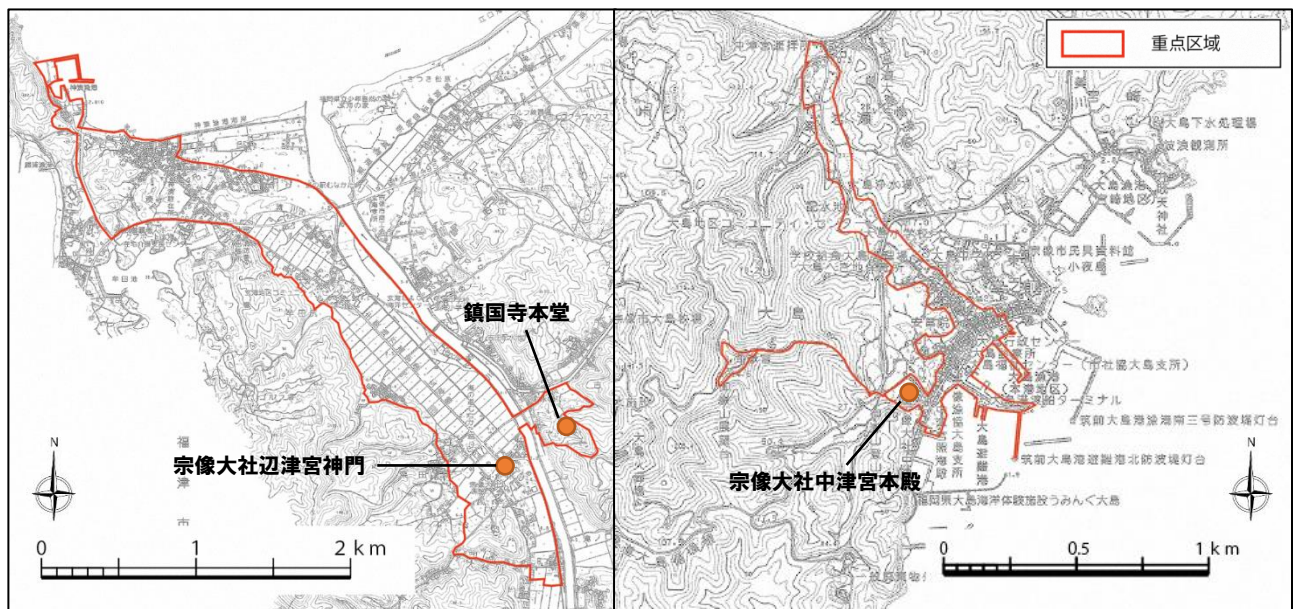
	名称	写真	所在地	所有者	その他
1	宗像大社 中津宮本殿		福岡県宗像市 大島 1811-1 番地	宗像大社	県指定 有形文化財
2	鎮国寺本堂		福岡県宗像市 吉田 966 番地	鎮国寺	市指定 有形文化財
3	宗像大社 辺津宮神門		福岡県宗像市 田島 2331 番地	宗像大社	未指定文化財

図 歴史的風致形成建造物指定候補位置図(左:玄海地区、右:大島地区)



## 第8章 歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項

### 1. 歴史的風致形成建造物の維持・管理の基本的な考え方

歴史的風致形成建造物について、所有者等による維持・管理を基本とし、その保全に支障を来さないよう、適切に管理する必要がある。

歴史的風致形成建造物のうち、福岡県文化財保護条例や宗像市文化財保護条例に基づいて指定されている建造物は、当該条例に基づき維持・管理を行い、それ以外の建造物は、周囲の景観への影響や建築物の特性や価値をみて維持・管理を行う。修理が必要な場合は、建築様式や改変履歴等の調査を確認した上で、往時の姿に修復・復原することを基本とする。また、歴史的風致形成建造物の積極的な公開・活用を図ることとし、公開にあたっては、所有者の生活に支障を与えないよう配慮し、十分な協議を行った上で外部から望見できる措置を講じるとともに、可能な限り内部の公開に努める。

### 2. 個別の事項

#### (1) 文化財保護法に基づき登録される建造物（登録有形文化財）

有形文化財に登録される建造物の維持・管理にあたっては、文化財としての価値を損ねないような修理を基本とする。

民間所有の建造物について、補助制度等を活用して所有者等の負担軽減に努めるとともに、関連する審議会や専門の有識者等による必要な技術的指導を踏まえて、修理等を実施する。なお、登録記念物として庭園や旧宅の登録が発生した場合は、登録有形文化財を参考に建造物の適切な維持・管理に努めるものとする。

#### (2) 福岡県文化財保護条例や宗像市文化財保護条例に指定される建造物

福岡県文化財保護条例や宗像市文化財保護条例に基づいて指定されている建造物は、現状変更の許可申請、修理の届出をはじめとする各種手続きを行った上で適切に保存を図る。これらの建造物の維持・管理は、建造物の外観および内部を対象に、歴史資料、小写真、痕跡等の調査に基づく修復・復原を基本とする。防災上の措置を講じる場合は、文化財の保存活用に支障を与えない範囲で行う。民間所有の建造物は、補助制度等を活用して所有者等の負担軽減に努めるとともに、関連する審議会や専門の有識者等による必要な技術的指導を踏まえて、修理等を実施する。

#### (3) 歴史的風致の維持向上を図る上で重要な建造物で、市長が必要と認めたもの

歴史的風致形成建造物のうち、指定文化財以外で市長が認めた建造物については、内部の保全に努めつつ、外観を主な対象として、現状の維持及び修理を基本とする。

民間所有の建造物について、補助制度等を活用して所有者等の負担軽減に努めるとともに、関連する審議会や専門の有識者等による必要な技術的指導を踏まえて、修理等を実施する。なお、計画期間後も建造物の保存を図るため、登録有形文化財や市指定文化財等に登録、指定するよう努め、景観法に基づく景観重要建造物としての指定を検討する。

### 3. 届出が不要な行為

歴史的風致形成建造物の増築、改築、移転又は除却を行う場合には、特定の行為を除き市長への届出が必要である。

歴史まちづくり法第 15 条第 1 項第 1 号及び同法施行令第 3 条第 1 号に基づく届出が不要な行為については、以下のとおりとする。

表 届出が不要な行為

届け出が不要な行為	
ア	文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 57 条第 1 項の規定に基づく登録有形文化財（建造物）について、同法第 64 条第 1 項の規定に基づく現状変更の届出を行った場合 文化財保護法第 132 条第 1 項に基づく登録記念物（遺跡関係、名勝地関係）について、同法第 133 条に基づく現状変更の届出を行った場合
イ 第	福岡県文化財保護条例（昭和 30 年条例第 25 号）第 4 条第 1 項の規定に基づく福岡県指定有形文化財について、同条例第 17 条第 1 項の規定に基づく現状変更等の許可の申請及び同条例第 18 条第 1 項の規定に基づく修理の届出を行った場合
ウ 条	福岡県文化財保護条例（昭和 30 年条例第 25 号）第 37 条第 1 項の規定に基づく福岡県指定史跡について、同条例第 43 条第 1 項の規定に基づく現状変更等の許可の申請を行った場合
エ	宗像市文化財保護条例第 4 条第 1 項の規定に基づく宗像市指定文化財について、同条例第 16 条第 1 項の規定に基づく現状変更等の許可の申請を行った場合